

# 古い電気設備や照明器具にはPCBが含まれている可能性があります

## PCB(ポリ塩化ビフェニル)とは?

昭和20年代後半～50年代前半にかけて、電気機器の絶縁油として広く使用されていました。昭和43年のカネミ油症事件を契機に有害性が明らかになったことから、PCBの製造は禁止されましたが、**当時製造されたPCBを含有している電気機器は、今も皆さんの身近なところで、保管・使用されている可能性があります。**

### PCBを含む可能性がある主な機器

業務用の照明器具(蛍光灯、水銀灯などの安定器)や大型の電気設備(変圧器、コンデンサーなど)に含まれていることがあります。PCBを含むかどうかは銘板(ラベル)で機器の年式・型番を確認することや機器の中の油を分析することで判別できます。

#### ■高濃度PCBを含む可能性がある機器

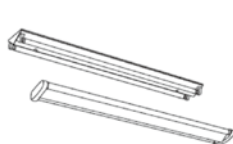
照明器具(安定器)／昭和52年3月までに建築された建物で使用している業務用照明器具(家庭用の点灯管がついている蛍光灯は対象外です。)

変圧器・コンデンサー／昭和28～47年に製造されたもの

#### ■低濃度PCBを含む可能性がある機器

変圧器／平成5年までに製造されたもの

コンデンサー／平成2年までに製造されたもの



照明器具



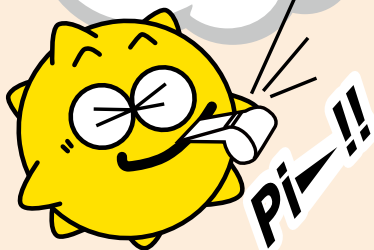
変圧器



コンデンサー

※詳細は電気設備を管理している電気主任技術者や電気工事業者に問い合わせるか市ホームページをご確認ください。

定められた  
期限までに  
処分して  
ください!!



### 高濃度PCBを含む機器

- ・処分期限 変圧器・コンデンサー：令和4年3月まで  
照明器具(安定器)：令和5年3月まで
- ・処分方法 JESCO(ジェスコ：国の出資による特殊会社)に処分を依頼してください。(☎03-5765-1935)

JESCO ホームページ  
<http://www.jesconet.co.jp/>

JESCO ホームページ



### 低濃度PCBを含む機器

- ・処分期限 令和9年3月まで
- ・処分方法 民間の専門業者に処分を依頼してください。業者の連絡先などは環境省ホームページをご確認ください。

環境省 ホームページ  
<http://www.env.go.jp/recycle/poly/facilities.html>

環境省 ホームページ  
(業者一覧)



### 調査にご協力ください

今年度、昭和52年以前に建てられた事業用の建物などを所有するかたを対象に、PCBを含む照明器具の保有状況を確認する調査を行います。調査票が送付された場合や調査員が訪問した場合には、ご協力をお願いします。戸建ての専用住宅は、PCBを含む照明器具は使用されていないとされているため、調査の対象外です。



問い合わせ・・・産業廃棄物対策課 ☎048-228-5380 FAX048-228-5322